

安城市下水道事業賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月１８日

安城市長 三星元人

安城市規則第４５号

安城市下水道事業賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を
改正する規則

安城市下水道事業賠償責任を有する職員の指定に関する規則（平成３１年安城市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

本則中「第２４３条の２の８第１項各号」を「第２４３条の２の９第１項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。